



平成27年8月25・26日にさくら保育所で、上板町町制60周年記念町民手作りイベントとして、「さくら保育所 さくらまつり」が開催されました。「さくらまつり」では、ゆかいなコンサートとして、歌のお姉さんによる童謡、アニメソングと楽しいお話、また歌に合わせたピエロによる踊りなどのイベントが開催されました。子どもたちは、大いに喜んでいました。

主な目次

町制60周年を迎えました	2	青年就農給付金(経営開始型)	19
町議会議員決まる	4	病児・病後児保育事業のご案内	22
上板町防災グッズ購入者プレミアム商品券の発行について	5	保健行事予定表	25
上板町町制施行60周年記念 歩け歩け大会開催のお知らせ	11	在宅当番医	25
小学生 敬老の日作文	14		

上板町は昭和 30 年 3 月 31 日に松島町・大山村・高志村が合併し誕生し、今年で 60 年を迎えました。町では町制施行 60 周年を記念して以下のような事業を行います。

60 周年記念事業のご紹介

1 60 周年記念式典

- 日 時 11 月 14 日 (土) 午前 10 時 00 分～
 - 場 所 上板町農村環境改善センター (2 階多目的ホール)
 - 内 容 オープニングセレモニー
豊栄舞・上板風陣太鼓
各種功労者表彰・感謝状の贈呈等
- ※記念式典は会場等の都合により招待者のみで執り行わせて頂きます。

2 記念公演の開催

- 日 時 11 月 14 日 (土)
開場 午後 1 時 00 分
開演 午後 2 時 00 分
 - 場 所 上板町農村環境改善センター (2 階多目的ホール)
 - 内 容 七條恵子 (フォルテピアノ) & 吹奏楽公演
第 1 部 上板中学校吹奏楽部
第 2 部 フォルテピアノスペシャリスト・七條恵子
 - 入場料 無料
- ※入場整理券の配布を 10 月 1 日から役場企画防災課で配布します。
入場整理券は枚数に限りがあり、規定数に達した場合は配布終了となりますので
ご了承ください。

3 予定イベント

- 日 時 11 月 15 日 (日) 午前 10 時 00 分～
 - 場 所 技の館
 - 内 容 力餅大会 午前 10 時 00 分～
柿の種吹き飛ばし大会 午後 2 時 00 分～
60 周年記念餅投げ大会 正午・午後 4 時の 2 回予定
- ※予定イベントは時間等変更する場合がありますのでご了承ください。

町制 60 周年を迎えました

上板町町制施行 60 周年記念

平成 27 年度 上板町文化祭

- ◆と き: 11 月 14 日 (土)・15 日 (日)
- ◆と ころ: 上板町中央公民館・農村環境改善センター・技の館 (入場無料)

※内容については、広報 11 月号に掲載いたします。

主催 上板町文化協会 お問い合わせ先 上板町役場 総務課 TEL 694-6801

上板町町制施行 60 周年記念公演開催

七條 恵子 (フォルテピアノ) & 吹奏楽公演

11月14日 (土)

上板町農村環境改善センター (多目的ホール)



● 開 場 午後 1 時 00 分

● 開 演 午後 2 時 00 分

第 1 部 上板中学校吹奏楽部

第 2 部 フォルテピアニスト・
七 條 恵 子 (上板町出身)



Keiko Shichijo
piano & fortepiano



入場料 無料

※入場整理券の配布を 10 月 1 日から
役場企画防災課で配布します

入場整理券は枚数に限りがあり、規定数に達した場合は配布終了と
なりますのでご了承ください。

○ 主催 上 板 町 ○ お問い合わせ先 上板町役場 企画防災課 TEL 694-6824

七 條 恵 子 (フォルテピアノ、ピアノ) Keiko Shichijo

徳島県上板町出身。3 歳よりピアノを始める。2000年、桐朋学園大学演奏学科ピアノ科卒業。2002年、東京芸術大学大学院古楽科をフォルテピアノ専攻で修了。2002年より、アムステルダム音楽院にて、スタンリー・ホッホランドのもとで研鑽を積む。2005年からは、文化庁海外派遣研修員として、2007年にはよんでん文化財団の奨学金を受け、同音楽院において研修を続ける。2008年、同音楽院修士課程修了。2008年 9 月より、ベルギー王立ゲント音楽院にてダーン・ファンデヴァレの下で現代音楽のスペシャライズを行なう。2010年、同音楽院ポストマスタープログラムをピアノソリストコース専攻で修了、最高栄誉賞受賞。



2004年、ブルージュ国際古楽コンクールフォルテピアノ部門で最高位あわせてミンコフ賞を受賞。2006年にはラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン「熱狂の日」音楽祭にモーツァルトのピアノ協奏曲のソリストとして出演。同年、ブルージュ国際古楽コンクール、モーツァルトアンサンブル部門で、山口幸恵 (ヴァイオリン) とのデュオが第 1 位。2009年、ドイツ、トロッシゲンの国際古楽コンクール「A Tré」で、山口幸恵 (ヴァイオリン)、ヒデオ・デン・ヘルダー (チェロ) とのピアノトリオ「Trio

Otono」が第 1 位受賞。これまでに、ピアノを上野久子、村上弦一郎、ダーン・ファンデヴァレの各氏に、フォルテピアノを渡邊順生、故小島芳子、スタンリー・ホッホランドの各氏に、チェンバロを有田千代子氏に、室内楽を江藤俊哉、有田正広、野本由紀夫の各氏にそれぞれ師事。2009年より、アムステルダム音楽院の嘱託伴奏員として勤務している。2012年、初 CD シューベルティアード 2 を浜松市楽器博物館シリーズからリリース、同年レコード芸術誌 7 月号準特選盤に選ばれた。フォルテピアニストとして、また、現代ピアノ奏者として、ソロ、アンサンブル共にヨーロッパ各地でリサイタル、ラジオ録音等の活発な活動を行っている。アムステルダム在住。

HP : <http://keikoshichijo.com/>

町議会議員決まる

任期満了に伴う上板町議会議員一般選挙が九月十三日に執行され、十四名の当選者が決まりました。

晴れの当選者

(敬称省略・得票順)



本 淨 敏 之
七十五歳
高瀬七八九番地
無所属、農業



上 原 正 直
八十歳
西分字池田三五番地一
無所属、農業



松 田 卓 男
六十七歳
神宅字神ノ木九二番地
無所属、農業



青 山 紘 一
七十歳
引野字東原一三番地一
無所属、バス運転手



坂 東 泰 幸
四十三歳
椎本字寺西四八九番地
無所属、農業



鈴 木 幸 三
四十六歳
上六條一七六番地二
無所属、建設会社員



柏 木 美 治 代
六十五歳
神宅字宮ノ北一九番地二
日本共産党、主婦



吉 岡 薫
七十歳
鍛冶原字唐屋敷東三六番地一
無所属、酒類販売業



前 田 忠 道
七十二歳
引野字門田一七番地一
無所属、建設会社員



安 田 孝 子
七十二歳
七條字古町四八番地一
無所属、主婦



村 上 浩 一
五十八歳
七條字大辻一六番地二
無所属、のし製造販売業



多 富 佐 智 子
五十五歳
西分字神ノ木四二番地
無所属、主婦



富 永 志 郎
六十四歳
神宅字コンハラ一〇番地二
無所属、石油販売会社社長



乾 崇
六十五歳
瀬部三六番地一
無所属、木材関係団体職員

上板町議会 だより

◎平成二十七年第三回定例会の概要

第三回定例会は、九月一日から九月二日までの二日間の日程で開かれました。開会日には、七條町長が町政に取り組む所信と、財政問題、人口減少問題、支部長会議、上板町総合計画など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、町長の政治姿勢、地方創生について、人口と人口減少対策、などが論議されました。

(議員五名から一般質問)
町長提出議案一七件の内八件が可決され、八件が認定、一件が同意されました。議員提出議案三件が可決されました。

◎議会議員協議会

平成二十七年八月二十五日
第三回定例会提出議案の協議を行なう。



上板町防災グッズ購入者プレミアム商品券の発行について

上板町の地域生活者の防災意識を高めるために、上板町指定防災グッズを購入した方に、領収書（レシート）と引換えにプレミアム商品券を発行いたします。

- ① 対 象 者 上板町内に居住し、上板町に住民票がある方
- ② 商品券交換受付期間 平成27年10月1日～平成27年11月30日
※商品券がなくなり次第終了いたします。
※商品券交換期間を延長する場合があります。
- ③ 商品券利用有効期間 平成27年10月1日～平成28年2月29日
- ④ 事 業 内 容 上板町内で上板町指定防災グッズを購入した領収書（品目・金額のわかるもの）5,000円分につき、上板町内特定業者で使用できる商品券1,500円分（500円券×3枚）と交換いたします。
- ⑤ 商品券発行限度額 1人あたり 9,000円分までといたします。
- ⑥ お問い合わせ先 上板町役場 企画防災課 TEL 694-6824



上板町指定防災グッズ

分類	対 象 品
バ ッ グ	・非常用持出袋
食	・保存食 ・アルファ米 ・お米 ・缶詰 ・カンパン ・インスタント食品 等 ※食料品に関してはなるべく賞味期限の長いものをお勧めします
水	・ペットボトル水（500ml、1L、2L等） ※飲料水に関してはなるべく賞味期限の長いものをお勧めします
薬	・常備薬 ・絆創膏 ・ガーゼ ・包帯 ・目薬 ・生理用品 ・紙おむつ ・せっけん ・しつぷ ・三角巾 ・消毒液 ・ドライシャンプー ・救急セット ・ウェットティッシュ 等
装 備	・ヘルメット ・拡声器 ・とげ抜き ・ホイッスル ・メガホン ・防災ずきん ・軍手 ・ヒートバック ・懐中電灯 等
道 具	・万能ナイフ類 ・防塵マスク ・家具転倒防止器具 ・ロープ ・簡易トイレ ・寝袋 ・チェーンソー ・土のう袋 ・毛布 ・のこぎり 等
情 報	・携帯ラジオ 等
防 寒	・使い捨てカイロ ・サバイバルブランケット 等
汎 用	・食器セット ・アルミ製なべ ・クイックコンロ ・ビニールシート類（レジャーシート、ブルーシート） ・ろうそく ・乾電池 等
そ の 他	・その他町長が必要と認めた用品

平成26年度

わが町の家計簿

普通会計 歳入 50億2,350万円

歳出 46億6,055万円

平成26年度の決算がまとまり、9月議会に提出しました。
本町の財政は、町税等の自主財源が少なく、国や県に依存している財源構成となっております。

主要な事業としては、学校給食センター新築工事をはじめ、松島・東光・高志の3学童保育施設新築工事、馬道会館改修工事、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費、災害復旧事業として七條橋改修工事、新規就農総合支援推進補助金、地域おこし費などの地域活性化施策の推進や、子どもはぐくみ医療費給付費補助金、障害者自立支援給付費など福祉の向上のための事業を実施しました。

また、地方債残高は39億3,818万円と昨年度より9,707万円減りましたが、同時に基金も昨年より6,969万円取り崩し、27億1,488万円の残高となりました。前年度と比較しても経常的な経費が増加し、財政の硬直化は避けられない状況です。

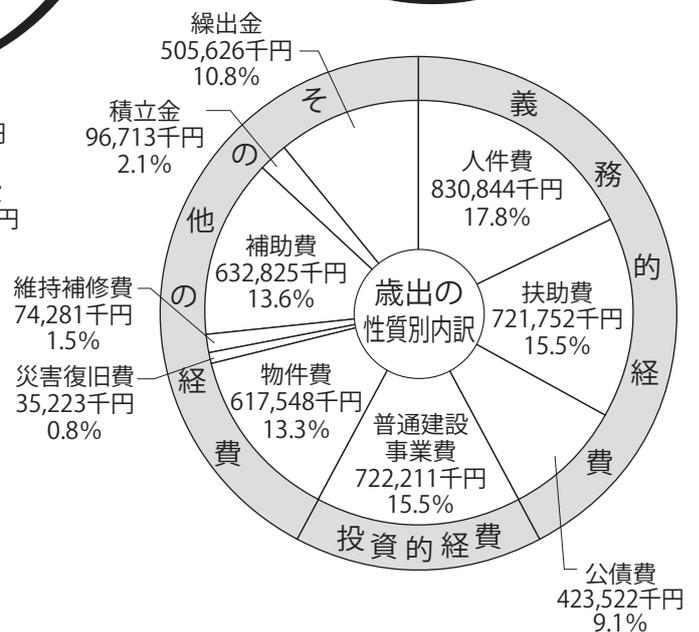
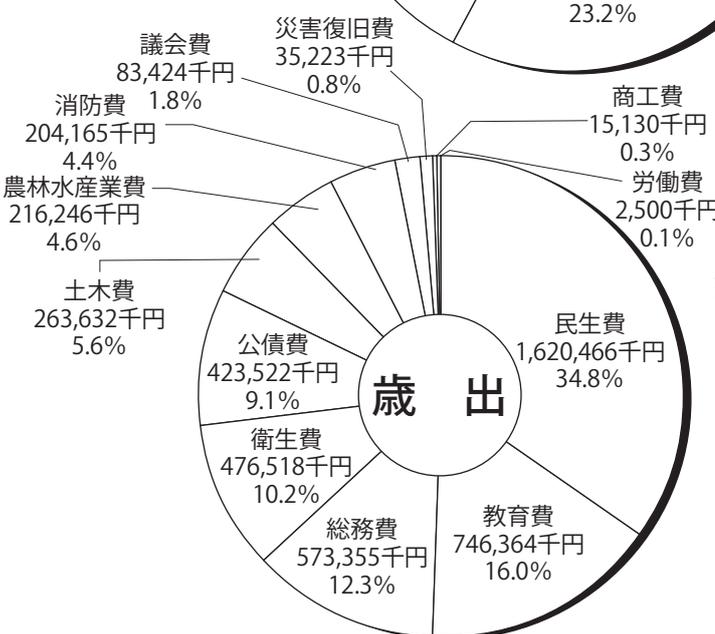
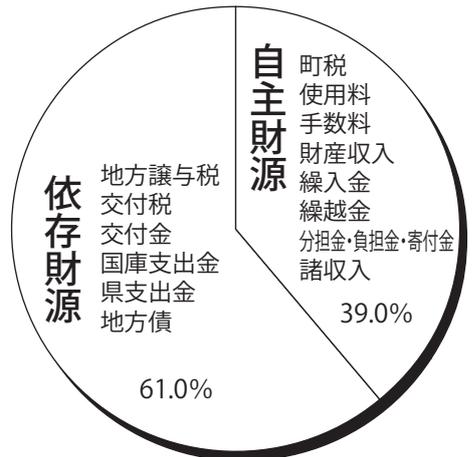
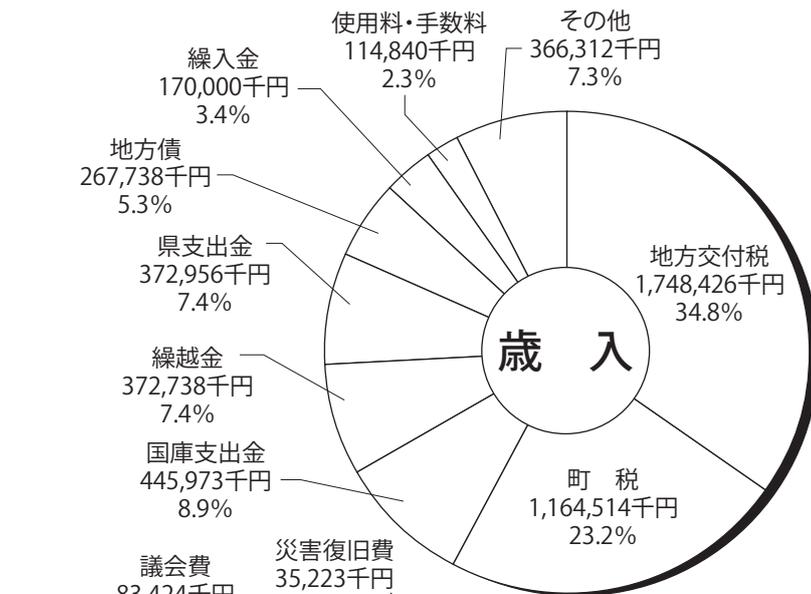
今後、行財政改革を積極的に推進し、中長期の財政計画に基づき、必要な事業は優先的に順位を付け計画的に事業を執行し、住民福祉の向上に努めてまいります。

町民1人当たり

約93,000円の町税を納めて頂き、約369,600円の支出をし、その内訳は次のとおりです。

民生費	129,500円	農林水産業費	17,300円
総務費	45,800円	議会費	6,700円
衛生費	38,100円	商工費	1,200円
教育費	59,600円	労働費	200円
公債費	33,800円	災害復旧費	2,800円
消防費	16,300円		
土木費	21,100円	計	369,600円

(※平成27年3月末住民基本台帳登録人口12,518人で算定)



※普通会計とは、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計とを合せたもので、地方財政状況調査(決算統計)の分類に添ったものです。

後期高齢特別会計

歳入合計は、1億3468万8千円、歳出合計は1億3128万5千円となっています。その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額340万円が、平成27年度へ繰越となりました。

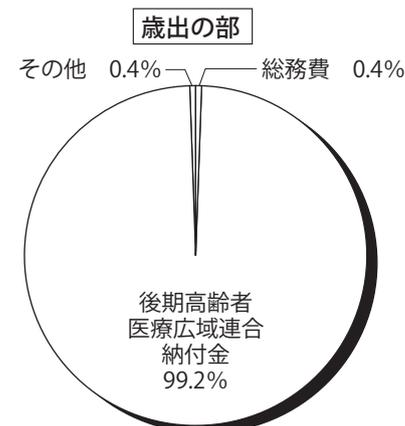
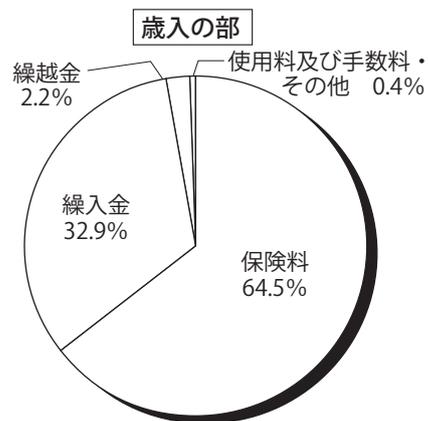
高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、若い世代も含めたみんなが納得して支え合う長寿医療制度が平成20年4月より導入されました。

医療にかかる費用のうち、窓口負担を除いた分を公費で5割、若い世代の保険料で4割、高齢者の保険料で1割という負担割合で運営しています。

この制度は、県内全ての市町村が加入する徳島県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と連携して事務を行っています。

申請や届け出の受付は、役場税務課で行っております。

被保険者数	1,887人	総医療費	1,658,118,094千円
一人当たり保険料	46,069円	一人当たり医療費	878,706円



◆歳入の部 (単位：千円)

項目	金額	割合
保険料	86,932	64.5%
繰入金	44,242	32.9%
繰越金	3,000	2.2%
使用料及び手数料、その他	514	0.4%
合計	134,688	100.0%

◆歳出の部 (単位：千円)

項目	金額	割合
総務費	563	0.4%
後期高齢者医療広域連合納付金	130,226	99.2%
その他	496	0.4%
合計	131,285	100.0%

◆歳入の部 (単位：千円)

項目	金額	割合
保険料	221,395	15.9%
支払基金交付金	360,968	26.0%
国庫支出金	310,852	22.4%
県支出金	184,644	13.3%
繰入金	174,350	12.5%
繰越金その他	137,947	9.9%
合計	1,390,156	100%

◆歳出の部 (単位：千円)

項目	金額	割合
保険給付費	1,221,589	95.4%
地域支援事業費	18,880	1.5%
総務費	23,785	1.8%
その他	16,835	1.3%
合計	1,281,089	100%

◆保険給付状況 (65才以上被保険者数 3,721人、要介護・支援認定者数 819人)

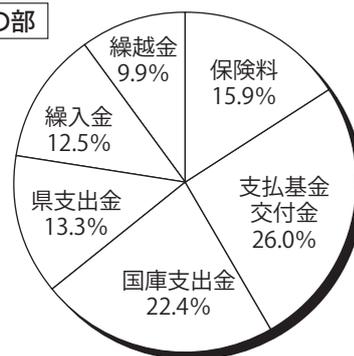
	在宅	施設	合計
延べ利用人数(人)	6,132	1,734	7,866
構成比(%)	78.0%	22.0%	100%
審査支払い手数料(円)	1,191,407	317,258	1,508,665
支給総額(円)	697,856,841	523,732,384	1,221,589,225
構成比(%)	57.1%	42.9%	100%
1人当たりの支給額(円)	113,806	302,037	155,300

平成26年度の歳入合計は13億9015万6千円、歳出合計は12億8108万9千円となっています。

その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額1億906万7千円が、平成27年度へ繰越となりました。

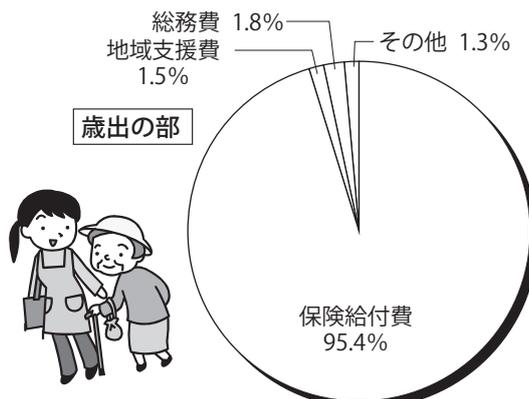
平成26年度の介護サービス給付費総額は皆様より納付いただいた介護保険料の約5.5倍になっています。

歳入の部



介護保険特別会計

歳出の部



国保会計

(単位：千円)

(単位：円)

平成 26 年度の国民健康保険特別会計の決算状況をお知らせします。

年度末の加入世帯数 1,803 世帯、被保険者数 3,182 人です。

決算状況とは保険加入者が納付した保険税や国県の交付金などの歳入や医療給付費や他保険への支援金などの歳出の状況のことです。

平成 26 年度では、歳入 16 億 8073 万 2 千円に対し、歳出 15 億 8821 万 6 千円であったため、差額の 9251 万 6 千円を繰越しました。

平成 26 年度決算においては、医療機関等へ支払う保険給付費（療養の給付等に要する費用のうち上板町国民健康保険負担分）の総額が、国民健康保険加入者の皆様から納付いただいた国民健康保険税の約 3.5 倍になっている状況です。

また、平成 26 年度は医療費の増大等により単年度収支は赤字決算となりました。

	項目	金額	割合	1人当たり
歳入	国・県支出金	487,058	29.0%	153,067
	国保税	293,377	17.5%	92,199
	前期高齢者交付金	370,064	22.0%	116,299
	繰入金	96,155	5.7%	30,218
	繰越金	123,159	7.3%	38,705
	療養給付費交付金	82,740	4.9%	26,003
入	その他収入	228,179	13.6%	71,709
	計	1,680,732	100%	528,200
歳出	保険給付費	1,039,592	65.5%	326,710
	後期高齢者支援金等	172,247	10.8%	54,132
	介護納付金	87,099	5.5%	27,372
	総務費	8,552	0.5%	2,687
	前期高齢者納付金等	136	0.0% (0.01%)	43
	基金等積立金	30,018	1.9%	9,434
	その他支出	250,572	15.8%	78,747
	計	1,588,216	100%	499,125

年度末基金保有額	100,033,921 円
----------	---------------

水道事業決算

●収益的収入及び支出（税込）

(単位：千円)

(単位：千円)

水道事業収益	220,066
給水収益	208,457
受託工事収益	4,732
その他の営業収益	524
受取利息及び配当金	66
長期前受金	6,164
雑収益	35
特別利益	88

水道事業費用	206,390
原水及び浄水費	28,095
配水及び給水費	18,721
受託工事費	4,904
総係費	52,107
減価償却費	51,457
資産減耗費	31,329
支払利息	16,430
特別損失	3,347

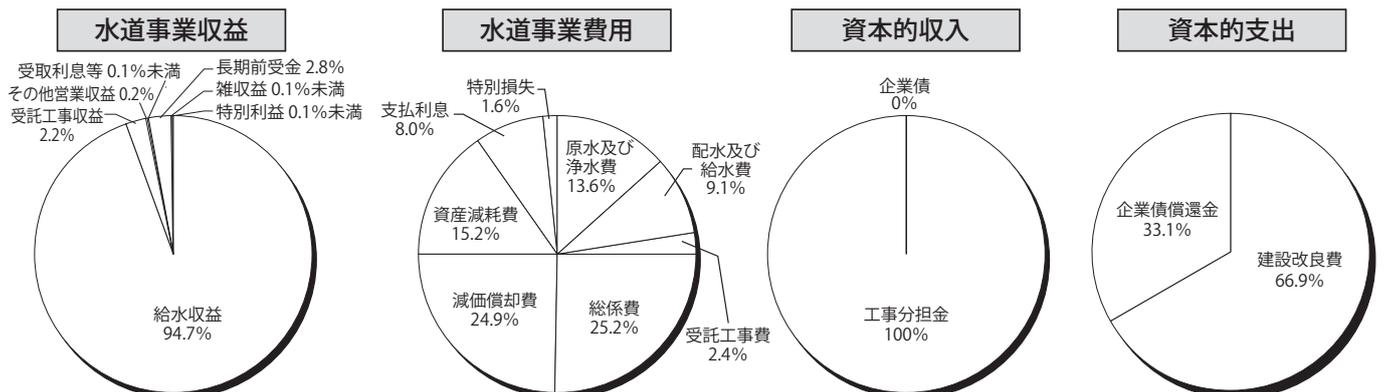
資本的収入	43,461
企業債	0
工事分担金	43,461

資本的支出	115,267
建設改良費	77,135
企業債償還金	38,132

収益的収入合計は 2億 2,006万 6千円
 収支決算額 支出合計は 2億 639万円

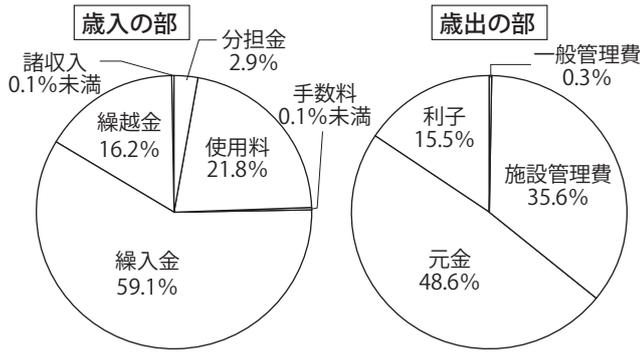
資本的収入合計は 4,346万 1千円
 収支決算額 支出合計は 1億 1,526万 7千円

尚、資本的支出額に不足する額 7,180万 6千円は内部留保資金で補てんしております。



農業集落排水事業会計

平成26年度農業集落排水事業特別会計決算についてお知らせします。
歳入合計40,883,313円、歳出合計36,656,725円となっており内訳は下記のとおりで歳入歳出差引残額4,226,588円が、平成27年度へ繰越となります。



◆歳入の部 (単位: 千円)		◆歳出の部 (単位: 千円)	
項目	金額	項目	金額
分 担 金	1,200	一 般 管 理 費	101
使 用 料	8,910	施 設 管 理 費	13,052
手 数 料	3	元 金	17,807
繰 入 金	24,154	利 子	5,697
繰 越 金	6,615	合 計	36,657
諸 収 入	1		
合 計	40,883		

上板町職員の給与等を公表します

上板町の職員給与などの現状を町民の皆さんにお知らせします。職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて、町の条例によって定められています。
(なお、ここに記載している給与は、すべて税や各種保険料を引く前の額です。)

①人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
26年度	平成27.3.31現在 12,518人	千円 4,660,545	千円 830,844	17.8%	18.0%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

②職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	普通会計職員数(A)	給 与 費 額				1人当たりの給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
26年度	106人	千円 355,485	千円 40,300	千円 130,676	千円 526,461	千円 4,967

※職員手当には、退職手当を含まない。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	2,971百円	41.4歳月
技能労務職	3,388百円	56.8歳月

④職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

上 板 町		国	
試験区分	初 任 給	試験区分	初 任 給
上級 ※大卒程度	174,200円	一般職 (大卒)	174,200円
初級 ※高卒程度	142,100円	一般職 (高卒)	142,100円

⑤一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	主事及び主事補並びにこの相当職	主事及びこの相当職	主査及び係長並びにこの相当職	課長補佐及び主査並びにこの相当職
職員数	18人	1人	12人	14人
構成比	26.5%	1.5%	17.6%	20.6%

	5級	6級	合計
主幹及び課長補佐並びにこの相当職	12人	11人	68人
構成比	17.6%	16.2%	100.0%

※①標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
②一般行政職とは、「事務職」や「技術職」のことを指し、「企業職員」や「教育職」は含まない。

⑥職員手当の状況 (平成27年6月1日現在)

区 分	上 板 町	国
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1,225月分 0.75月分 12月期 1,375月分 0.75月分 計 2,60月分 1.50月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算措置有	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1,225月分 0.675月分 12月期 1,375月分 0.875月分 計 2,60月分 1.55月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算措置有
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20,445月分 25,55625月分 勤続25年 29,145月分 34,5825月分 勤続35年 41,325月分 49,59月分 最高限度額 49,59月分 49,59月分 ※定年前早期退職特例措置有	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20,445月分 25,55625月分 勤続25年 29,145月分 34,5825月分 勤続35年 41,325月分 49,59月分 最高限度額 49,59月分 49,59月分 ※定年前早期退職特例措置有
扶養手当	主なもの 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外 月額 6,500円	主なもの 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外 月額 6,500円
住居手当	持家 なし 借家 家賃の額に応じて支給 最高月額 27,000円	持家 なし 借家 家賃の額に応じて支給 最高月額 27,000円
通勤手当	通勤距離 2km ~ 5km 未満 月額 2,000円 5km 以上は距離に応じ支給	通勤距離 2km ~ 5km 未満 月額 2,000円 5km 以上は距離に応じ支給

調整手当	支給対象職員		時間外勤務手当	支給総額 (平成26年度)
	支給対象職員	保育人士及び幼稚園教諭		
	支給額	月額 2,000円		13,168,939円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給	月額 28,600円 ~ 49,500円	支給対象職員1人あたり平均支給額(平成26年度)	144,714円

⑦特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	給料及び報酬(月額)	期末手当(支給割合)	区分	給料及び報酬(月額)	期末手当(支給割合)
町 長	738,000円	6月期 1.40月分	議 長	299,000円	6月期 1.40月分
副町長	590,400円	12月期 1.55月分	副議長	249,200円	12月期 1.55月分
教育長	546,200円	合計 2.95月分	議 員	199,300円	合計 2.95月分

⑧部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職 員 数 (人)					
	平 22 年	平 23 年	平 24 年	平 25 年	平 26 年	平 27 年
一 般 行 政	議 会	2	2	2	2	2
	議 総 務	15	15	16	15	17
	税 務	9	9	8	8	7
	農 林	6	7	6	6	7
	土 木	8	8	8	7	6
	民 生	28	28	27	29	29
	衛 生	11	11	10	10	11
小 計	79	80	77	77	79	
特 別 行 政	教 育	22	22	22	21	20
	小 計	22	22	22	21	20
公 営 企 業 等	水 道	5	5	5	5	5
	そ の 他	8	8	8	8	8
	小 計	13	13	13	13	13
合 計	114	115	112	111	112	118

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時・嘱託及び非常勤職員を除いている。

今月の納付期限 10/15まで

税務課からのお知らせ

十月は町県民税・後期高齢者医療保険料(三期)及び国民健康保険税(四期)の納付月です。
納付期限は十一月二日(月曜日)です。

納付期限内にお納めくださいますようお知らせします。

口座振替の方は、十一月二日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

ご利用いただける町税(料)

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ先

上板町役場 税務課
TEL 六九四一六八〇七

平成二十七年後期高齢者医療制度の 歯科健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。健康診査の対象となる方は、ぜひ受診しましょう。



対象者

○昭和14年、昭和9年、昭和4年生まれの方及び大正13年生まれ以前の方
但し長期入院患者や施設入所者は対象外です。

(長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。)

なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが送付されます。

受診場所 徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

○受診可能な歯科医院の一覧表を役場税務課窓口・広域連合窓口で配布しています。また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載されています。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用 無料

受診期間 平成27年10月1日～11月30日

持っていくもの 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に**1回のみ**です。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は**無料**ですが、その後に治療行為が行われる場合は**有料**となりますのでご注意ください。
- 健診結果は訪問指導のため上板町に情報提供される場合がありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先

■徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1 TEL 088-677-3666

■上板町役場 税務課
TEL 088-694-6807

●十月は介護保険料(第三期分)の納付月です。納期限は平成二十七年十一月二日です。

納期限内にお納め下さいますようお知らせします。

口座振替の方は、十一月二日に引き落とし致しますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は福祉保健課で資格喪失の手続が必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いします。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課
TEL 六九四一六八一〇

高齢者の相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

地域包括支援センター

TEL 〇八八一六九四一五五九七

上板町老人福祉センター

TEL 〇八八一六九四一六一五五

歩け歩け大会開催のお知らせ



上板町では、町民の皆さまの健康の保持増進と国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、毎年「歩け歩け大会」を実施しています。今年度は、薬用植物園や引野地区の自然の豊かさを感じ、丸山古墳や北池城跡等の上板町の歴史に触れながらのコースになっています。ご家族やお友達と是非とも一緒にご参加いただき、すがすがしい空気にふれ、心身ともに元気になって下さい。

1 日時

平成二十七年十月二十五日(日) 午前九時～

★小雨決行(中止の場合は防災無線でお知らせします。)

2 受付場所

上板町農村環境改善センター正面玄関前

3 コース

上板町農村環境改善センター→薬用植物園→技の館(トイレ休憩)→引野田園風景→熊野神社→丸山古墳→北池城跡→安楽寺駐車場(トイレ休憩)→上板町役場 (約8キロメートル)

4 申込締切

平成二十七年十月二十二日(木曜日)

5 連絡先

上板町役場 税務課 TEL 六九四一六八〇七

6 持参する物

水筒・雨具・タオル等

7 その他

- 体調を整えてチャレンジしてください。
- 小学生の参加は可能ですが保護者同伴で参加してください。
- ごみの回収はいたしませんので各自持ち帰りください。
- 水分補給は十分に行ってください。

※当日は資源物の回収日となっておりますので、役場駐車場は使用できません。
車でお越しの際は、上板町役場職員駐車場をご利用ください。
よろしくお願いたします。



歩け歩け大会コース図 (約8キロメートル)

〔上板町農村環境改善センター(出発)→薬用植物園→技の館(トイレ休憩)→引野田園風景→熊野神社→丸山古墳→北池城跡→安楽寺駐車場(トイレ休憩)→上板町役場(到着)〕



平成27年10月から、 国民の皆さま一人一人に12桁の マイナンバー(個人番号)が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



愛称：マイナちゃん

通知カードとは

通知カードとは、住民のひとりひとりに個人番号を通知するものです。

紙製のカードで、券面にはお住まいの市区町村の住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー(個人番号)」等が記載されています。

お届けは平成27年10月から始まり、みなさまの住民票の住所に簡易書留(世帯主宛)が届きます。

※通知カードは転送されませんのでご注意ください。

送付物の内容

- ・通知カード(世帯人数分)
- ・個人番号カード交付申請書(世帯人数分)
- ・ご案内(1通につき1部)
- ・個人番号カード交付申請書の送付用封筒(1通につき1部)

通知カードの利用用途

行政機関の窓口等でマイナンバー(個人番号)を求められた際に利用可能です。

ただし、本人確認を行うために運転免許証等の書類の提示が必要となります。

なお、個人番号カードは1枚で、「マイナンバー(個人番号)の提示」と「本人確認」ができるので、みなさまに交付申請をお勧めします。

※申請後、個人番号カードの交付は平成28年1月からとなります。

個人番号 カードとは

個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子申請等の様々なサービスにご利用いただける予定です。

法人番号とは

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月から法人の皆さまには法人番号が通知されます。法人番号は、株式会社などの法人等に指定される 13 桁の番号で、個人番号（マイナンバー）と異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

法人番号の指定・通知

法人番号は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④上記以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されます。

なお、上記によって法人番号を指定されない法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件（報酬等の支払調書の提出義務者となる場合など）に該当するものは、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は 1 法人に対して 1 番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません（個人事業者にも指定されません。）。

平成 27 年 10 月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始します。例えば、設立登記法人の場合、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知されます（設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続きを行っていない場合には、変更前の所在地に通知書が送付されてしまいますのでご注意ください。）。

法人番号の公表

法人番号は、個人番号とは異なり、原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の①名称、②所在地、③法人番号の 3 情報です。なお、法人番号公表サイトは平成 27 年 10 月から開設します。

法人番号でわかる。つながる。ひろがる。

法人番号の導入により、行政の効率化、公平性・公正性の向上、企業の事務負担軽減、新たな価値の創出が期待されます。

具体的には、

- ①法人番号により企業等法人の名称・所在地が **わかる。**
→ 法人番号をキーに法人の名称・所在地が確認できます。
- ②法人番号を軸に企業等法人が **つながる。**
→ 法人番号を活用して取引情報の集約などが効率化できます。
- ③法人番号を利用した新たなサービスが **ひろがる。**
→ 将来的に法人番号を活用した行政手続のワンストップ化が実現すれば、企業の事務負担軽減が期待されます。



法人番号編

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む。)の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の **社会保障・税番号制度**  をクリック。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —



小学生



敬老の日作文



大好きな

おじいちゃん、

おばあちゃん

神宅小学校 五年

原 田 佳 奈

私には、おじいちゃんが一人と、おばあちゃんが二人います。一緒に暮らしているおじいちゃん、おばあちゃんと、三好市東祖谷に住んでいるおばあちゃんです。

その東祖谷に住んでいるおばあちゃんを祖谷ばあちゃんと呼んでいます。祖谷ばあちゃんの家までは、少し遠いので、すぐに会いに行くことはできないけれど、夏休みや冬休みなど、長い休みがある時は、必ず遊びに行っています。祖谷ばあちゃんは、とても元気で、毎日畑仕事をしています。私が遊びに行った時は、畑に連れて行ってもらう、野菜を収穫させてくれます。おばあちゃんの作ったきゅうりやレタスは、とってもおいしくて、いつもたくさん食べてしまいます。また、亡くなったおじいちゃんのお墓参りや、夏祭り

にも必ずいっしょに行きます。花火がとつてもきれいで、来年も花火を見る約束をしました。

いっしょに住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんを、上板のおじいちゃん、上板のおばあちゃんと呼んでいます。おじいちゃんは、花や野菜を育てていて、ぶどうやブルーベリー、ゴーヤを作っています。とてもおいしくて、家族みんなでおいしくいただいています。また、おじいちゃんは、車が好きで、いつもピカピカに掃除していて、私のじゅくの送り迎えをしてくれています。運転がとても上手です。

おばあちゃんは、やさしくしているなことを私に教えてくれます。お墓参りにも、いっしょにつれて行ってくれて、そうじの仕方やお墓参りの仕方まで教えてくれる、なんでもよく知っているおばあちゃんです。紹介したおじいちゃんと二人のおばあちゃんは、やさしくてとっても大好きです。いつまでも、明るくて元気であってほしいです。祖谷のおばあちゃん、また遊びに行くからね。

やわらか

ひろおばあちゃん

東光小学校 六年

月 岡 輝 星

私は、やさしいひいおばあちゃんのこと大好きで、毎日いっしょに遊んでいました。

私が三才くらいのころ、母のお母さんの家に預けられて、母は毎日仕事に行っていました。そこで子守りをしてくれたのが、チエコばあちゃんでした。わたしは、チエコばあちゃんと家の中でオセロゲームやかかるたをしたり、外でボール遊び、虫取りや草ぬき、犬の散歩をしたりしていました。

夏は、プールでアイスを食べたり、日かげですずんだり、毎日いっしょに遊びました。また、チエコばあちゃんは、畑仕事が好きで、私はよくお手伝いをしました。とつたばかりの野菜をチエコばあちゃんといっしょに食べました。

しかし、ひいおじいちゃんが亡くなるのと、チエコばあちゃんの様子が変わりました。好きだった畑仕事もしくなくなり、オセロをしていたら、

「きいちゃん、私、白やな。」

と自分が白か黒かも忘れ、教えても教えなくてもすぐに忘れてしまいました。始めは、またいつもと変わらないと思っていたのですが、だんだん一人でどこかに行ったり、自分一人で犬の散歩をしたり、私とあまり遊んでくれなくなりました。私は、とてもさみしくなりました。あれだけい

ろんなことをしてくれたのに。あんなにいろんなことを教えてくれたのに。チエコばあちゃんは、認知症になっていたのです。だから、今まで遊んだことも覚えていません。チエコばあちゃんが認知症と知った時、悲しくてもっとさみしくなりました。

でも、チエコばあちゃんは、とても元気で、今もやさしくて笑顔がすてきです。ご飯もよく食べるし、「こしが痛い」「ひざが痛い」と言いながらも、犬を散歩に連れて行きます。そんなチエコばあちゃんを見てみると、元気がわいてきます。

今は、私がよく遊んでくれていたころの年と同じくらいの弟とよく遊んでいます。弟はとても楽しそうにチエコばあちゃんのひざに座ったり、二人で笑ったりしています。

少しずつ記おくがうすれていくチエコばあちゃんですが、たまに昔のことを思い出す時があります。そんな時、私はとてもうれしいです。

今年、チエコばあちゃんは、九十才になりました。今は、いっしょに遊ぶことも少なくなってしまうけれど、楽しく話をしたり、遊んだりして、チエコばあちゃんを笑顔にしていきたいです。

認知症になって、今までのことを少しずつ忘れてしまっても、やさしいチエコばあちゃんはチエコばあちゃんのままで。これからは、今まで以上にチエコばあちゃんとの楽しい思い出を作りたいです。そして、チエコばあちゃんを元気にして、もつともつと長生きしてほしいと思っています。

安心してね

松島小学校 六年

七條 蓮

ぼくは、おじいちゃんとおばあちゃんに感謝している。なぜなら、田植えのやり方などの農業のことや、いろいろな知らないことを教えてくれるからだ。それに、二人ともいつもやさしくしてくれる。ぼくは、おじいちゃんとおばあちゃんが大好きだ。おじいちゃんは、ちゃんと悪いところは悪いと言って、ぼくにまちがっているところがあればしかってくれる。つかれていても、どこかに連れて行ってくれたりもしてくれた。おじいちゃんはすごくやさしい。ぼくは大好きだ。

おばあちゃんも悪いところは悪いと言ってくれて、悪いところをいいところに変えてくれる。それから、分からないことがあると、いそがしくても教えてくれる。おばあちゃんもやさしくて、ぼくは大好きだ。

おじいちゃんもおばあちゃんも、休むひまもなく仕事をしている。ときどきぼくが仕事の手伝いをするとう喜んでくれる。ぼくはおじいちゃんとおばあちゃんに楽になっただけじゃない。そのために、ぼくは手伝ったり肩をたたくたりしている。

ぼくは、おじいちゃんとおばあちゃんに喜んで、笑ったりしてほしい。笑ってほしいから、ぼくはおもしろいことを言ったり笑わせたり、喜ばせたりしている。そうするとぼくも、ぼく以外の家族もみんな、笑顔になって楽しい気持ちになる。

おじいちゃんとおばあちゃんとの思い出はたくさんある。公園に行った時、ご飯を食べに行った時、いっしょにテレビを見た時、数え切れないほどの楽しかった出来事、悲しかった出来事がある。その中でもいちばん思い出に残っているのは、おじいちゃんとおばあちゃんとお父さんといっしょにした田植えだ。

ぼくとおばあちゃんといっしょに手で苗を植えた時、長ぐつを履いていたから足が抜けなくなつて倒れてしまったことがある。そのとき、おじいちゃんとおばあちゃんは笑いながら、「長靴でやるけんじゃよ。ちよつとまつて。ほつち行くけん。」と言ってくれて、笑ってくれたのもうれしかったけど、何より助けてくれたのがうれしかった。

ぼくはおじいちゃんとおばあちゃんにいろいろなことをやらせてもらっている。つぎはぼくの番だ。おじいちゃんとおばあちゃんにとっても喜んで、安心してくれるようなことがしたい。

ぼくは、おじいちゃんとおばあちゃんに言いたい。「おじいちゃん、おばあちゃん。こんどはぼくがおじいちゃんとおばあちゃんを安心させるよ。大好きだよ。」と。



大好きな

祖父と祖母

高志小学校 六年

高橋 小雪

私のじいちゃんは、植木の仕事と田んぼのお世話を頑張ってくれています。戦時中だった子どもの頃は、勉強が大好きだったそうです。昼間は家の用事を手伝い疲れていても、夜になり皆が寝静まつてから、小さい口ウソクを立て段ボール箱を机にして勉強をしていたそうです。私は勉強をそこまで好きになれないので、じいちゃんを尊敬します。

じいちゃんのすごいところは、それだけではありません。今の仕事を始める前は、会社に勤めていたそうです。定年で退職するまで四十年ほど勤め上げたと言いました。それから、自分の父親がやっていた植木職人を目指してテクノスクールに通い、思いを叶えることができました。そして今では、植木と田んぼを両立しているのです。努力の人だと感じます。じいちゃんの作ってくれたお米を毎日食べています。とてもありがたいなと思っています。

私のばあちゃんは、とても優しい人です。いつも可愛がってくれているいろいろなお世話をしてくれま

す。ばあちゃんもじいちゃん同様に戦時中は子どもでした。末っ子に生まれたせいか気楽な性格だったそうです。ゆっくり走る汽車に乗るアメリカ人に「ギブミーチョコレート」などと声を掛け、お菓子をもらったことがあると聞いておどろきました。

私は、じいちゃんとおばあちゃん、どちらも大好きです。

私には、もう一人ばあちゃんがあります。私も親戚も皆「母」と呼んでいきます。「母」は程よく厳しくて、そんなところが大好きです。よく泊まりに行くのですが、自然豊かな環境です。家の裏には用水が流れていたり、周りも緑の木々や色とりどりの花に囲まれていて、とても開放感があります。とても素敵です。

「母」も、じいちゃんやばあちゃんと同じで、私や兄ちゃんをいつも心配してくれます。側にいてくれることをとても幸せに感じるとともに、感謝の気持ちでいっぱいです。



防災行政無線などを用いた 情報伝達訓練の実施について

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（※Jアラート）を用いた訓練で、上板町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われています。

① 訓練実施日

平成二十七年十一月五日（木）

午前十時頃

② 訓練で行う放送試験

情報伝達手段
・ 防災行政無線



※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を国から人工衛星などを通じて、瞬時にお伝えするシステムです。

お問い合わせ先

上板町役場 企画防災課
TEL 六九四一六八二四

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日

十月二十一日（水）

■開設時間

午後一時三十分～午後四時

■開設場所

上板町老人福祉センター

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料「5年の後納制度」開始

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」（0570 - 011 - 050）またはお近くの年金事務所（TEL 088 - 655 - 0200）へお問い合わせください。

徳島県最低賃金

平成27年10月4日から

時間額 **695** 円

※一部の産業には特定最低賃金が定められています。

（お問い合わせ先）

徳島労働局労働基準部賃金室

（TEL 088-652-9165）

又は最寄りの労働基準監督署まで

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からのお知らせです。

子育ていちょう会の 開催について（ご案内）

子育ていちょう会は不登校や引きこもり等の子育ての悩みを抱える親のためにある会です。

同じ悩みや心の痛み、苦しみを聞いたり、自分の思うことを話すことで今までこだわっていたことや考え方が変わり、広く大きく考えられる場所です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い子ども達の生きる力をはぐくめるように諸問題の解決に向けて話し合い、相談・支援活動をしています。先生方のご参加もお待ちしています。誰でも自由に気軽に参加ができますので一人で悩まず是非お越し下さい。話の内容は、秘密厳守となっています。

日時 毎月第4土曜日（19時～21時）

10月24日（土）（19時～21時）

11月28日（土）（19時～21時）

12月26日（土）（19時～21時）

12月以降も第4土曜日で開催しています。



活動場所

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」
1Tセンター2階

参加費
無料

相談窓口	連絡先	受付時間（月～金）
相談支援センター「あい」 （1Tセンター内）	637-6006	9:00～17:00
上板町教育委員会	694-6814	8:30～17:00

（土・日・祝日は休み）（相談無料）

生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご利用ください。手続き方法等詳しいことは、町HPをご覧ください。か環境保全課へお問い合わせください。



補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①電気式生ごみ処理機器（例：乾燥式・バイオ式）

購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

【補助数 9月18日現在 残り6台】

②生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）

購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

【補助数 9月18日現在 残り8台】

※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。

※事前購入は対象外です。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

手続き方法などお問い合わせ先

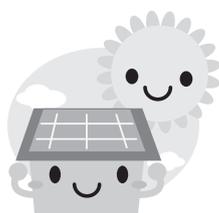
上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

■補助額：1kW当たり2万円 上限10万円

■補助対象：個人向け住宅用太陽光発電システムを今年度中に設置される方

■補助件数：15件程度を予定

※受付は先着順となります。予算の枠内により決定することをご了承ください。



お問い合わせ先

上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

今年度中に設置が完了する方の補助金の申請受付を引き続き行っておりますので、希望される方は町環境保全課まで希望届けをご提出ください。
なお、この補助金は今年度をもって終了する予定ですので、申請を検討されている方は予めご注意ください。

住宅用太陽光発電システム設置補助金について

ふとん・座布団を大型ごみに出す場合の注意点

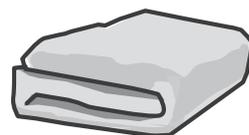
○掛ふとんと敷ふとんをそれぞれ1枚ずつ廃棄する場合

掛ふとんで大型ごみシール1枚、敷ふとんで大型ごみシール1枚が必要です。

○座布団を5枚廃棄する場合

座布団1枚につき大型ごみシールが1枚必要です。この場合、座布団が5枚なので、大型ごみシール5枚必要となります。

※複数枚を1つに束ねて持ち込みされた場合は、持ち込み品の数と大型ごみシールの枚数が一致しているか確認させていただきますので、ご協力よろしくお願ひします。



お問い合わせ先 上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置されている方は、一年に一回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければなりません。浄化槽法に規定されており、業者が行う保守点検・清掃とは別に受けなければなりません。

次の期間、徳島県知事指定検査機関である、(公社)徳島県環境技術センターから対象施設には申込書を送付し、連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

■期間
平成二十七年十月十九日(月)～
平成二十七年十月二十三日(金)まで

■対象地区
上板町 全域

■お問い合わせ先
(公社) 徳島県環境技術センター
TEL 〇八八―六三六―一二三四



10月1日は浄化槽の日です。

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が、昭和六十年十月一日に施行されたことを記念して設けられました。

浄化槽は、下水道や農業集落排水と同様、し尿や生活雑排水を処理するための優れた性能を有しています。浄化槽を適正に維持管理し、きれいな水環境を守りましょう。

合併処理浄化槽を設置しましょう

公共水域等への水質汚濁を防止するために、平成十三年四月一日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

川や海の豊かな自然を守るために、合併処理浄化槽を設置しましょう。

合併処理浄化槽の利点

- 生活排水の汚れが約十分の一に減り、きれいな排水なので安心して流せます。
- わずかなスペースがあれば短期間で設置できます。
- 設置費用については補助制度があります。

概要

あなたの大切なペットに、子犬や子猫が生まれても、育てる自信がないときは、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

犬や猫は、生まれて1年もたたないうちに子どもを産むようになり、1回の出産で3～5頭の子犬や子猫が生まれます。望まない繁殖を防ぎ、不幸な犬や猫を増やさないために、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

10月末
締切

制度の詳細

- 対象** 町内在住で、犬及び猫を飼育されており、税金等の滞納が無い方。
※犬については、登録と当該年度の狂犬病予防注射を済ませていることが確認できること。
- 助成額** 1頭につき5,000円
※1世帯につき、当該年度は2頭までとさせていただきます。
※応募者多数の場合は、抽選となる場合があります。
- 申込方法** 往復はがきにより、下記宛申し込んでください。
【申込先】〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号 (公社) 徳島県獣医師会
- 記載事項** 飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色。
犬の場合は、犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号。
返信用はがきの宛名欄にも、申し込み者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。
- 申込受付期間** 平成27年10月1日～平成27年10月31日まで (必着)
- お問い合わせ先** (公社) 徳島県獣医師会 TEL 088-663-6607



犬及び猫の避妊・去勢手術に助成をします

上板町役場 環境保全課

記入例

表面

〒7708007

徳島市新浜本町二丁目3番6号

(公社) 徳島県獣医師会 行

往信

裏面

郵便はがき

〇〇〇〇〇〇

返信

申込者の住所氏名

避妊・去勢手術助成申込書

犬・猫の別
名前
年齢
性別
毛色

(犬の場合)
犬の登録番号
徳島県第 号または
徳島県〇〇市町村第 号
狂犬病予防注射済票番号
平成〇年度第 号

申込者 住所
氏名 (フリガナ)
電話番号

青年就農給付金 (経営開始型)

第3回 募集



就農してからの期間が短く、経営が不安定な時期の新規就農者に対し給付金を給付します。交付要件については次のとおりです。

1 独立・自営就農時の年齢が、原則として四十五歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

以下の五要件を必ず満たす「独立・自営就農」であること

① 農地の所有権又は利用権を有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。

② 主要な農業機械、施設を自ら所有し、又は貸借していること。

③ 生産物や生産資材等を本人名義で出荷、取引すること。

④ 本人の農産物等の売り上げや経費の支出などの経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理していること。

⑤ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

2 認定新規就農者であること（上板町で青年等就農計画の認定を受けた者であること）。

◆ 青年等就農計画が以下の基準に適合していること。

① 農業経営を開始して五年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。

② 計画の達成が実現可能であること。



3 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから五年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営展開に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると町に認められること。

4 町の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

6 原則として農林水産省青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。

◆ 加入は農林水産省ホームページから可能です。

* 給付金・給付期間について

給付申請については、上記のすべての要件を満たすことを条件とします。給付金の額は、経営開始初年度は給付期間一年につき一五〇万円を給付し、経営開始二年目以降は給付期間一年につき三五〇万円から前年の総所得（経営開始後の所得に限り給付金を除く）を減じた額に $\frac{3}{5}$ 乗じて得た額（一円未満切り捨て）を給付します。ただし、前年の総所得が一〇〇万円未満の場合は一五〇万円を給付します。また、期間は最長五年間（経営開始後五年度分）となります。

希望の方は 10月26日～11月27日までに「青年等就農計画認定申請」の提出が必要です。
申請書は役場産業課に用意してあります。

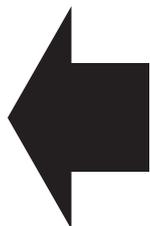
お問い合わせ 上板町役場 産業課 TEL 694 - 6806

田畑での野焼きについて



基準に適合した焼却施設を用いずに廃棄物を焼却処分する、いわゆる「野焼き」は悪臭や煙害などにより近所迷惑になるばかりでなく、ダイオキシンの排出という面でも特に問題となっています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により平成十三年四月一日から一定の例外を除いて原則として禁止されています。



周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合であって、公益上もしくは社会習慣において、やむを得ない場合は例外が認められています。やむを得ず焼却しなければならぬ場合は、周囲に十分気をつけてください。

【例外規定 抜粋】

○農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例えば： 農業者が行う稲わら等の焼却

農家の皆さんへ

稲刈り後の田んぼで、もみガラや稲わらを焼却される場合、以下の点に十分留意していただくようお願いいたします。

- ① 田んぼの近くに民家があるときは、風向きが民家のほうでないことを確認したうえで行ってください。
- ② 道路に面している田んぼでは、煙によって通行の妨げとならないよう管理をしてください。
- ③ 火はとても危険なものですので、野焼きをしているときは必ず近くにいますようにしてください。
- ④ 直罰の対象とならない焼却であっても、周囲の環境衛生上問題となる場合は指導・処分の対象となりますのでご注意ください。

上板町役場産業課・環境保全課

上板町消費生活相談窓口

からのお知らせ

バイナリーオプション

取引に注意!

【事例】ネットで「誰でも簡単にもうかる」との広告を見て興味を持ち、海外業者とバイナリーオプション取引を開始した。代金はクレジットで支払いもつけが出たので出金を求めたが応じてもらえない。

●バイナリーオプション取引は、為替相場等が上がるか下がるかを予想するもので、一見すると簡単な取引に見えますが、リスクの高い取引であることをよく理解しましょう。短期間に繰り返し取引した場合、損失額が大きくなるおそれがあります。

●契約する前に、金融商品取引業者の登録の有無を確認し、無登録業者との契約は行わないようにしましょう。業者が登録されているかどうかは、金融庁ホームページ「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認することができます。

●業者との斡旋を行っています。ご相談ください。



◆お問い合わせ先

上板町消費生活相談窓口

秘密厳守・相談無料 Ⅸ六九四一六八一六
月～金曜日 九時～十六時三十分(休所日 土日祝)
役場東隣 上板町農村環境改善センター事務所内

上板ふれあいクラブ ニュースポーツ交流会

参加者募集

- 実施日** 平成27年10月25日(日) 午前 9時~12時
■受付 8時30分~
- 場所** 農村環境改善センター (多目的ホール)
- 種目** カローリング, ペタンク, 囲碁ボール 等
- 対象者** 会員, 上板町民
- 参加費** 会員無料, 会員外100円(保険代)
- 定員** 30名
- 申込締切** 10月17日(土) 18時迄



お申し込み・お問い合わせ先
上板ふれあいクラブ事務局
TEL 679-7788
(13時~20時)

水道課からのお知らせ

転入・転出等で水道を開栓・休止・廃止・撤去する場合は、申請手続きが必要です。

また、死亡等により名義人・使用者を変更する場合にも、申請手続きが必要になります。

※常に水道メーターを見て、使用水量を把握してください。

宅内漏水の早期発見になります。

※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

※メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。

！ 宅内漏水にご注意ください。

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと水漏れがわかります。

- ① まず、家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ② 次にメーターボックスのフタを開けてメーター器を見ます。銀色か赤色の星のような形のもの(パイロット)を確認しましょう。
- ③ もし、パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



● お問い合わせ先 ●

上板町役場 水道課 TEL 694-6817

全国都市交通特性調査にご協力ください

全国の都市交通の特性や経年変化を把握するため、国土交通省では上板町をはじめとする全国七〇市六〇町村と協力して、人の動きに関する交通実態調査を実施します。この調査は、皆様が日頃の生活の中で、自動車、バス、鉄道などを利用してどのように移動しているかについて調査するもので、今後の都市交通施策検討の基礎資料を得るために行うものです。

● 調査対象 町内から無作為に抽出した約二四〇世帯

● 調査方法 対象のご家庭に調査票を郵送し、ご記入後に返送していただきます。

● 調査内容 平日・休日のある一日に、「どんな目的でどこに移動したか」など

● 調査主体 国土交通省四国地方整備局広域計画課

お問い合わせは、調査実施本部 TEL 〇二二〇一四六一二五〇(フリーダイヤル)

病児・病後児保育事業のご案内

この事業は、お子さんが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育ができないときに、お子さんを一時的に預かる事業です。

■利用対象者 上板町にお住まいのおおむね10歳未満の児童

■実施施設 お住まいの市町村に関係なく、次のどの実施施設でも利用することができます。

施設名		所在地・電話番号	受入定員	利用できる日時
徳島市	藤岡クリニック	徳島市昭和町8丁目66 TEL 088-622-0012	それぞれ 6人	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 (ひなたクリニックは土曜日 14:00 までの実施となります。) ※日曜日、祝日及び8月12日～8月15日、 12月29日～1月3日は除きます。
	田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3-41 TEL 088-633-2055		
	愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路8-1 TEL 088-612-7795		
	えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲3丁目1-24 TEL 088-664-8580		
	ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野81番4 TEL 088-678-5461		
小松島市	徳島赤十字乳児院	小松島市中田町字新開12-2 TEL 0885-32-0555	3人	月曜日～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。
石井町	伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7 TEL 088-675-0535	6人	月曜日～土曜日 8:30～18:00 ※日曜日、祝日及び年末年始は除きます。
北島町	北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内19-1 TEL 088-697-2281(8:00～9:00) TEL 088-697-2221(9:00～)	6人	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。
藍住町	富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示10-4 TEL 088-678-2111	4人	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日(前日予約のみ) 8:30～12:30 ※日曜日、祝日及び休診日は除きます。

■対象となる病気

かぜ、消化不良症(多症候性下痢)などの児童が日常かかる疾患や、はしか、水ぼうそう、風しんなどの感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など。

※当面の症状の急変は認められないが、「病気の回復期に至っていない」または「回復期であっても集団保育が困難である」と認められるもの。

※徳島赤十字乳児院は医療機関でないため、はしか、百日ぜき、インフルエンザの感染性疾患は受け入れができません。また、他の感染性疾患であっても、回復期に至っていない場合は受け入れができません。

■利用期間

集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育ができない期間。

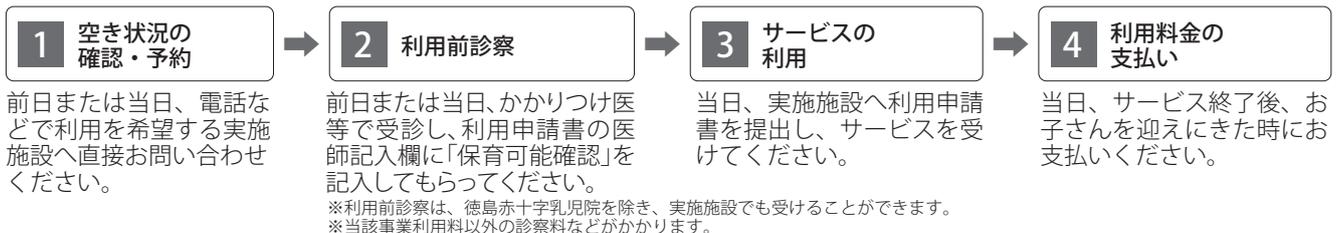
■利用料金

1人当たり日額1,800円 ※居住する市町村における生活保護世帯・町民税非課税世帯は無料、所得税非課税世帯は900円。
※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

■準備物

①昼食 ②着替え一式、バスタオルなど ③薬

利用手順



利用上の注意

- ① 利用に際しては、実施施設からの指示を必ずお守りください。
- ② 保育中に症状に変化があった場合、サービスを中止し、お迎えをお願いすることがあります。
- ③ 土曜日に利用する場合は、できるだけ金曜日のうちに実施施設へ予約してください。
- ④ 利用をキャンセルする場合は、お早めに実施施設まで連絡してください。

お問い合わせ先▶ 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810 FAX 694-5903

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付中です

※申請受付期間は、十一月三十日(月)までです。お早めに申請書の提出をお願いします。
消費税率8%への引上げに際し、暫定的・臨時的な措置として支給される二つの給付金の申請を受け付けています。いずれも基準日は、平成二十七年一月一日です。どちらの給付金にも該当される場合は、二つの給付金を受け取ることができます。その場合、両方の給付金についてそれぞれの申請が必要となります。

「臨時福祉給付金」

○支給対象者

平成二十七年年度町民税(均等割)が課税されない方
※ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは、対象外です。

○提出書類

- (くわしくは、申請書のうら面をご覧ください。)
- ①申請書(来庁される場合は、印鑑をご持参ください)
- ②本人確認書類(写し) 給付対象者全員分の運転免許証または保険証
- ③振込先口座が確認できる通帳の写し
金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)のわかる通帳の写し

○申請手続

申請書に記入押印のうえ、必要書類を添付して郵送または、役場福祉保健課へ直接提出してください。

○支給額

一人につき六千円

○申請期間

平成二十七年十一月三十日(月)まで
午前九時～午後五時(土日祝日を除く)

※支給対象と思われる方で、現在も申請書が届かない方は、福祉保健課 臨時福祉給付金係までお問い合わせください。

「子育て世帯臨時特例給付金」

○支給対象者

- 次の①②両方の要件を満たす方が対象です。
- ①平成二十七年六月分の児童手当(特例給付を除く)を受給
- ②平成二十六年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満

○対象児童

支給対象者の平成二十七年六月分の児童手当の対象となる児童

○支給額

対象児童一人につき三千円

○提出書類

- ・申請書
- ・口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し(公務員の方のみ)

○申請期間

平成二十七年十一月三十日(月)まで
午前九時～午後五時(土日祝日を除く)

※公務員の方で職場から「申請書」の交付を受けている方についても、申請期間内に申請してください。

■給付金を装った振り込み詐欺や個人情報報の詐取にご注意ください。

(お問い合わせ先) 上板町役場 福祉保健課 TEL 694 - 6810

板野東部ファミリー・サポート・センター

ハロウィン交流会おしらせ

🎃 日時 平成27年10月31日(土) 10:00~12:00

🎃 場所 藍住町勤労女性センター (藍住町奥野字矢上前32-1)

🎃 対象 板野郡内の小学生までの子どもとご家族

🎃 申し込み受付 10月7日(水)~ (定員:子ども120名)

仮装してきてください!!
あいことばは
『トリック オア トリート!!』

手作りOK

★お楽しみコーナー★

こわーい
魔女の部屋!?

家族写真館
*プロのカメラマンが撮影
*整理券配布

ハロウィン
のお話

ゲームで
お土産ゲット

モンスターの折り紙
ハロウィンのぬりえ

●お問い合わせ・お申し込み●
板野東部ファミリー・サポート・センター
藍住町奥野字矢上前32-1 TEL 693-3033

保健師からのお知らせです



高齢者のインフルエンザ予防接種の実施について【ご案内】

高齢者個人の発病および重症化を防ぐために、季節性インフルエンザの予防接種を下記のとおり行います。接種を希望する方は、⑦の接種医療機関へ直接申し込んで下さい。

① 対象者

1. 上板町に在住している65歳以上の者。(昭和25年11月・12月及び昭和26年1月生まれの方は、満65歳に到達した日から接種対象になります。)
2. 60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。
3. 1または2に該当し、自分で接種の意思確認ができて予診票に自分で署名できる者。(自署できない方は、代筆者が署名し、代筆者の氏名、住所、電話番号、被接種者との続柄を記載すること。)

② 申込み期間 平成27年10月15日から

③ 実施期間 平成27年11月1日から平成28年1月15日(医院の診療時間)
(この期間以外にうけた方は、定期予防接種の該当にはなりません。)

④ 接種回数 1回

⑤ 持ってくるもの 健康保険証または後期高齢者医療被保険者証(住所と年齢確認のため)

⑥ 費用

下記の医療機関へ直接お問い合わせ下さい。(自己負担額は、町の補助2,288円を除いた額です。)なお、生活保護受給者の方は無料になりますので、⑦の接種医療機関に申し出て下さい。

⑦ 接種医療機関(あいうえお順)

井内内科 井内廣重医師 井関クリニック 井関俊彦医師 友成医院 友成信二医師
野田医院(東) 野田五朗医師 野田医院(西) 野田泰弘医師

● お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

「減塩」と「野菜あと一皿」をテーマに講習会を実施します。

地域に暮らす人と人との交流を深め、心をつなぎ合えば、世代を超えた大きな輪ができあがります。

地域ぐるみで一体となってお互いの健康を気づかう、よりよい信頼関係!

上板町ヘルスマイトと地域の人々で一緒になって、健康づくりに取り組みましょう。

- 1 開催日 平成27年11月6日(金) 9時より受付、9時30分開始
- 2 場所 上板町中央公民館 試食室
- 3 内容 ①調理実習(「減塩」と「あと1皿」の野菜メニューの実習)
②ご家庭のみそ汁の塩分測定
- 4 対象者 70歳代までの男女(定員20名募集します。)
- 5 費用 300円
- 6 申込方法 10月26日(月)までに福祉保健課まで、電話にてお申し込み下さい。TEL 694-6810



10月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
10/6	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
11/10	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
10/14	13:10～14:00	上板町役場2階中央公民館 第3会議室	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成26年11月12月 平成27年5月6月生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
10/21	10:30～11:00	上板町役場2階中央公民館大会議室	股関節脱臼検診・ブックスタート	平成27年5月30日～ 平成27年8月21日生

3. のびのび子育て教室

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
10/30	9:30～9:40	上板町役場2階中央公民館第3会議室	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	平成27年5月30日～ 平成27年8月21日生

III 町内巡回結核・肺がん検診がん検診（40歳以上の方）

9月25日、30日、10月2日、6日、町内各地を検診車が巡回し、胸部レントゲン撮影を行います。料金は無料です。

平成27年10・11月分
(10/1～11/10まで)

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

10月	11月
1(木) 新 居 内 科 698-8808	22(木) 浜 病 院 692-2317
2(金) 田 根 内 科 胃 腸 科 698-0123	23(金) 安 芸 内 科 692-6111
3(土) 浜 病 院 692-2317	24(土) あ い す み 皮 膚 科 692-9211
4(日) 新 野 医 院 672-0571	25(日) 上板整形外科クリニック 637-6600
5(月) い の も と 眼 科 内 科 698-8887	26(月) 清 水 内 科 692-8900
6(火) 健 生 きたじまクリニック 698-9629	27(火) あ い す み 皮 膚 科 692-9211
7(水) つ か さ クリニック 697-2323	28(水) 奥 村 医 院 692-2403
8(木) 中村耳鼻咽喉科クリニック 697-3213	29(木) 山 田 眼 科 藍 住 692-8118
9(金) 北島こどもクリニック 697-2221	30(金) 矢 野 医 院 692-4411
10(土) 安 芸 内 科 692-6111	31(土) 奥 村 医 院 692-2403
11(日) 近 藤 内 科 医 院 672-5630	1(日) 野 田 (泰) 医 院 694-2009
12(月) ファミリークリニックしんの 672-5148	2(月) 山 田 眼 科 藍 住 692-8118
13(火) こまつばら整形外科 698-5108	3(火) か ま だ 眼 科 678-8585
14(水) くぼ小児科クリニック 678-7141	4(水) 山 根 眼 科 692-8171
15(木) ルナウイメンズクリニック 697-2322	5(木) 板 東 整 形 外 科 692-5151
16(金) 香 川 内 科 692-9770	6(金) 西 條 耳 鼻 咽 喉 科 692-8711
17(土) 清 水 内 科 692-8900	7(土) 矢 野 医 院 692-4411
18(日) みやざき内科診療所 672-6618	8(日) 藤 本 クリニック 698-0303
19(月) 森 本 医 院 641-4141	9(月) 富 本 小 児 科 内 科 692-7228
20(火) 中 川 整 形 外 科 641-2288	10(火) 中 山 産 婦 人 科 692-0333
21(水) 稲次整形外科病院 692-5757	

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲次整形外科病院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成27年
8月

お誕生
おめでとう

■ 鍛冶原 高橋 龍・久美子
女の子 希子(きこ)

■ 七條 板東 圭右・孝枝
男の子 叶隼(かなと)

■ 瀬部 矢藤 裕二・久美
女の子 彩羽(いろは)



板野町文化の館図書館

10月カレンダー

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開館時間 午前10時～午後6時

□の日はお休みです。

お問い合わせ先

板野町文化の館図書館

TEL 〇八八―六七―一五八八八



防犯パトロール が行われました。

八月二十日 六番札所

安楽寺にて上板町防犯推進委員協議会(会長 新見正之)委員一五名により雨天の中、町民皆さまの安心・安全を願う防犯啓発活動(二上り盆踊りパトロール)が行われました。



外灯の清掃点検 ボランティア

鴨島電気工事協同組合



八月二十九日、上板町及び吉野川・阿波両市の電気工事業者(八十二店)が加盟する「鴨島電気工事協同組合」が、東光小学校を含む小中学校七校周辺の通学路に設置されている外灯の清掃点検ボランティアを行いました。

組合員三十一名が通学路の外灯二六三基を点検し、子供たちや地域住民の防犯に役立てればと、カバーの汚れを拭いたり、正常に点灯するかどうかの確認をしました。

この活動は、八月の「電気使用安全月間」行事の一環として二〇〇七年から継続して行われており、今年は節電や災害時の電気的安全対策を呼びかけるリーフレットとちわも配られました。

いつまでもお元気で 敬老会が開催されました



九月二十一日(月)上板中学校体育館で敬老会が開催され、百歳以上の長寿者および、めでたく九十歳、八十歳の節目(数え年)、ダイヤモンド婚(結婚六十年)を迎えられたみな様に、記念品等が贈られました。

式典終了後、上板中学校吹奏楽部による演奏や、上板町婦人会による唄・踊りが披露され、和やかな雰囲気の中楽しいひとときを過ごされました。

みな様がいつまでも長生きをされ、長年の知識と経験を社会に役立てていただくことを願っています。

全国大会へ 出場

村部 七海さん
(上板中学校二年生)



村部七海さん(上板中学校)が八月三十日に開催されたジュニアオリンピック陸上競技大会徳島県選手選考会において、女子ジャベリックスローで優勝し、十月二十三日から開催される第四十六回ジュニアオリンピック陸上競技大会に徳島県代表として出場します。

村部さんは小学生のときから陸上競技に取り組んでおり、今回の大会では「自己新記録を目指し良い結果を残したいと思います」と意欲を見せています。